**令和２年個人情報保護法改正に関するプライバシーポリシーの修正対応**

* 本チェックリストに記載の個人情報保護法の条文番号は整備法施行後のものである。
1. [ ] **個人情報保護に関する宣言**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  個人情報保護に関する宣言についての規定に「個人情報の適正な利用に努める」などの文言を追加。 | 新法19条を意識した修正である。この修正対応の必要性は高くない。 |

1. [ ] **個人関連情報[[1]](#footnote-1)の取扱いがある場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  利用目的の詳細化ないし追加。 | ガイドライン通則編３－１－１。参考：[YAHOO! JAPANのプライバシーポリシーの２](https://privacy.yahoo.co.jp/notice/202202_policy.html) |

1. [ ] 　**仮名加工情報[[2]](#footnote-2)の取扱いがある場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  **仮名加工情報の利用目的**を公表。 | 新法41条4項。 |

1. [ ] **保有個人データ[[3]](#footnote-3)の取扱いがある場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  **保有個人データの範囲の見直し**。 | 短期保存データの廃止（新法16条4項）。 |
|[ ]  **保有個人データの開示や利用停止、消去等の要件の見直し**。 | 要件の緩和（新法33条2項）。 |
|[ ]  **個人情報取扱事業者の住所**を公表。 | 新法32条1項1号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。例えば、自社のコーポレートサイトの「会社概要」等のリンクを掲載することも考えられる[[4]](#footnote-4)。 |
|[ ]  個人情報取扱事業者が法人の場合は、**代表者の氏名**を公表。 | 新法32条1項1号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。例えば、自社のコーポレートサイトの「会社概要」等のリンクを掲載することも考えられる。 |
|[ ]  保有個人データの第三者提供を行う場合は、**第三者提供記録の開示手続**を公表。 | 新法32条1項3号・33条5項。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。 |
|[ ]  第三者から保有個人データの提供を受ける場合は、**提供を受ける際の記録の開示手続**を公表。 | 新法32条1項3号・33条5項。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。 |
|[ ]  **保有個人データの利用停止等・第三者提供の停止に応じる手続**を公表。 | 新法32条1項3号・35条5項。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。 |
|[ ]  **新法20条の措置により保有個人データの安全管理のために講じた措置**（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理措置に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）を公表。 | 新法32条1項4号・新施行令10条1号。具体的には、以下の事項等を各社の実態に合わせて公表する（ガイドライン通則編３－８－１）。* 基本方針の策定
* 個人データの取扱いに係る規律の整備
* 組織的安全管理措置
* 人的安全管理措置
* 物理的安全管理措置
* 技術的安全管理措置
* 外的環境の把握[[5]](#footnote-5)
 |

1. [ ] **個人データの共同利用を行う場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  個人データの**管理責任者の住所**を公表。 | 新法27条5項3号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。例えば、管理責任者たる法人のコーポレートサイトの「会社概要」等のリンクを掲載することも考えられる。 |
|[ ]  管理責任者が法人の場合は、**代表者の氏名**を公表。 | 新法27条5項3号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。例えば、管理責任者たる法人のコーポレートサイトの「会社概要」等のリンクを掲載することも考えられる。 |

1. [ ] **オプトアウトの方法による第三者提供を行う場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  **個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所**を公表。 | 新法27条2項1号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。例えば、自社のコーポレートサイトの「会社概要」等のリンクを掲載することも考えられる。 |
|[ ]  個人情報取扱事業者が法人の場合は、**代表者の氏名**を公表。 | 新法27条2項1号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。例えば、自社のコーポレートサイトの「会社概要」等のリンクを掲載することも考えられる。 |
|[ ]  **第三者に提供される個人データの取得の方法**を公表。 | 新法27条2項4号。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。 |
|[ ]  **第三者に提供される個人データの更新の方法**を公表。 | 新法27条2項8号・新施行規則11条4項。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。 |
|[ ]  **個人データの第三者への提供を開始する予定日**を公表。 | 新法27条2項8号・新施行規則11条4項。問合せがあったときに遅滞なく回答する体制を整備することで代えることも可能。 |

1. [ ] **個人データの漏えい等があった場合の対応**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  **個人データの漏えい等があった場合の対応に関する定めの見直し**。 | 重大な個人データの漏えい等があった場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化（新法26条）。 |

1. [ ] **個人データの越境移転がある場合**
* 以下の事項は、①の場合は、同意取得に先立ち、②の場合は、本人の求めがあったとき、本人に情報提供できればよいため、必ずしもプライバシーポリシーにすべて明記しなければならないわけではない。プライバシーポリシーに規定する場合も、以下の事項について、別途、情報を公開しているウェブページがあれば、そのリンクをプライバシーポリシーに貼付するなど、各社便宜な措置を執ることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  **【**[ ] **① 本人の同意を取得する場合】**[ ] 　提供先の第三者がある外国の名称（当該外国を特定できない場合には、その旨及びその理由、並びに、可能であれば、参考となるべき情報）を公表。 | 新法28条2項。 |
|  | [ ] 　外国の個人情報保護制度に関する情報を公表。 | 具体的には、外国における個人情報保護制度と我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報を公表する。参考：[個人情報保護委員会「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku) |
|  | [ ] 　当該外国にある第三者が実施している個人情報保護措置に関する情報を公表。 | 具体的には、当該第三者がOECDプライバシーガイドライン８原則に対応する措置を講じていない場合には、その講じていない措置について情報提供を行い、他方で、提供先の外国にある第三者が、この８原則に対応する措置をすべて講じている場合には、その旨を情報提供する（ガイドライン外国第三者提供編５－２）。 |
|  | **【**[ ] **② 提供先が、新法4章1節に相当する措置（「相当措置」）を継続的に講じる体制整備をしている者である場合】**[ ] 　基準適合体制の整備の方法を公表。 | 新法28条3項。 |
|  | [ ] 　相当措置の概要を公表。 |  |
|  | [ ] 　相当措置の実施状況並びに相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度を公表。 |  |
|  | [ ] 　提供先の第三者がある外国の名称を公表。 |  |
|  | [ ] 　相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要を公表。 |  |
|  | [ ] 　相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要を公表。 |  |
|  | [ ] 　上記の支障に関して講じた措置の概要を公表。 |  |
|  | **【**[ ] **③ 提供先の外国が、日本と同等水準の個人情報保護制度を有している外国として個人情報保護委員会による指定をされている場合】**⇒特になし。 | 新法28条1項第二括弧書参照。2022年4月1日現在、英国及びＥＥＡ加盟国。 |

1. [ ] **プライバシーポリシーで個人情報保護法等の規定を準用している場合**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **対応事項** | **備考** |
|[ ]  条文番号のズレを修正。 | 整備法の施行により、個人情報保護法等の条文番号がズレたため。 |

以上

1. 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（新法2条7項）。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報（新法2条5項）。

一　第一項第一号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　第一項第二号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のもの（新法16条4項）。 [↑](#footnote-ref-3)
4. ガイドライン通則編３－６－３、３－６－２－１。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報保護制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること（ガイドライン通則編１０－７）。 [↑](#footnote-ref-5)